

## 広域地方計画協議会への追加構成員について（案）

### ◆協議会の追加構成員

広域地方計画は、国と地方の協働により策定するものであることから、区域内の市町村を加えるとともに、既に参加している隣接県（福井、三重、徳島）以外の隣接県と主な経済団体である堺商工会議所に対して、参加意向について照会を行い協議会メンバーに追加するものとする。

国土形成計画法（昭和25年法律第205号）

第十条

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

### 1. 近畿圏内の市町村

近畿圏広域地方計画区域内における各市町村の代表として「近畿市長会」及び「近畿府県町村長会」を加える。

### 2. 近畿圏に隣接する地方公共団体

岐阜県、岡山県、鳥取県について意見照会を行い参加意向がある場合はメンバーに加える。

※計画策定にあたり広域的な視点で意見を述べて頂く必要があることから、隣接する市町村については加えないものとする。

### 3. その他

検討会議には主な経済団体等として、関西経済連合会、関西経済同友会、関西経営者協会、関西広域連携協議会及び政令市の商工会議所の参加を基本としていることから、今回、堺商工会議所について意見照会を行い参加意向がある場合はメンバーに加える。

国近整広地室第 号  
平成 年 月 日

●●●● あて

国土交通省近畿地方整備局  
近畿圏広域地方計画推進室長

近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加について（照会）

日頃より、国土交通行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、国土形成計画の広域地方計画を策定する区域（以下、「広域地方計画区域」という。）が定まり、近畿圏は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の区域を一体とした区域となりました。

国土形成計画法においては、広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織することとされており、協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされています。

つきましては、近畿圏に隣接する貴県の協議会への参加の意向及びその必要性を別紙によりお伺いしたくご照会申し上げます。

【担当】

近畿地方整備局近畿圏広域計画推進室

<別紙>

1. 県名（団体名）

2. 参加の意向

3. 参加の必要性